

施設利用制限の 一部緩和について

1. 適用期間 10月1日（土）から

2. 定員制限の解除

利用定員の制限（通常定員の50パーセント）を解除し、通常定員に戻します

- ・会議室1～6
- ・印刷室、交流・ミーティングスペース、共同事務室
- ※メールボックス、ロッカー、貸事務所、情報コーナー、閲覧用パソコンは従来通りご利用いただけます。

3. 交流・ミーティングスペース、共同事務室、印刷室の利用制限（継続）

- ・利用できるのは登録団体のみです
- ・1団体あたり2時間までご利用ください

新型コロナウイルス感染防止の対策に引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

交流ミーティングスペース 利用制限**一部緩和**について

1. 適用期間 10月1日（土）から
2. 利用時間 9時～21時30分
3. 利用制限

**利用定員の制限（最大4名）を解除し、
通常定員に戻します（最大8名）**

※各テーブルの椅子の数が最大定員です

利用できるのは登録団体のみです

1団体あたり2時間までとなります

受付をしてからご利用ください

新型コロナウイルス感染防止の対策に引き続き
ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

共同事務室 利用制限**一部緩和**について

1. 適用期間 10月1日（土）から
2. 利用時間 9時～21時30分
3. 利用制限

**利用定員の制限（1団体4名）を解除し、
通常定員に戻します（1団体8名）**

利用できるのは登録団体のみです

1団体あたり2時間までとなります

受付をしてからご利用ください

新型コロナウイルス感染防止の対策に引き続き
ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。